

1ヶ月あたりの 福利厚生費の企業負担額

(社)日本経団連の報告によると、2003年度に企業が1ヶ月に負担する1人あたりの福利厚生費が、初めて10万円を超えたことが明らかになりました。

今回は、この実態と税務上の留意点をまとめてみたいと思います。

(1) 調査結果

この調査は、50年以上続いており、700社以上の企業からの回答です。平均年齢は40.1歳で平均従業員は3,793人となっています。

会社が負担した全体の福利厚生費は、従業員1人1ヶ月平均100,811円(前年比4.2%増)とされています。この結果は、2003年4月から社会保険料に総報酬制が導入されたことが大きく響いています。

すなわち、福利厚生費のうち法定福利費(会

社の社会保険料等負担分)は72,835円で前年比6.3%の増となっているのに対して、法定外福利厚生費(会社が任意に実施する福祉厚生にかかる費用)は27,958円で前年比0.9%の減となっていることでよくわかります。

(2) 税務上の留意点

税務上、福利厚生費の概念が確固とした固有の分野を確立していないため、交際費、給与との区分において、重複する場合がございます。

したがって、これらの科目を明確に区別するためには、「支出の効果」「支出の対象」「支出の金額」を念頭において慎重に処理すべきです。

福利厚生費の「支出の効果」は、役員・従業員の福利厚生のため実施される行事等により効果が生じることとなります。

「支出の対象」は、原則として全役員・全従業員を一律に対象としなければなりません。一定のルールをはずれると、給与課税の問題も生じます。

最後に、「支出の金額」は、通常要する費用とされます。充分注意して経理処理しましょう。

ナマの税務相談室

Q 先生、最高裁でゴルフ会員権譲渡の場合の名義書換手数料は譲渡の付随費用に該当するとの判決があったのです。当局はショックだったのではないかと私のようなものですが思いました。

A 流石にK事務所で20年の甲野君、思いやりのある批評ですね。所得税法60条は贈与等により資産を取得した者が当該資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算において“その者が引き続きこれを所有していたものとみなす”と規定されているところから従来連続として受贈者が自己への所有権移転のために支払った費用、即ち本件の場合のゴルフ会員権の場合の名義書換料、不動産の贈与・相続の場合の登記料などは最初から認められない費用であるとして、譲渡所得の計算をしてきました。

Q ズーっとそのように計算してきました。しかし、先生、今日の税務署から税理士

エー!! 名義書換料が取得費に

会員に連絡されてきた“贈与・相続により取得した資産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費について”の一文は将に驚きでした。

A 甲野君、税務署はこのなかで不動産登記費用、名義書換手数料などについても最高裁判決があったことから、これらの費用は取得費に含めて計算するよう取扱いを改めることとしたとズバリ言い切っている点が注目されていますね。

Q 先生、更に税務署は、①概算取得費を選じた場合は、それに加えることはダメ、②3年前の申告で前述の費用について改めて控除して欲しい向きは更正の請求などの手続きをして……と実に開かれた連絡、発表といえますね。

A 税務署のこのたびの緊急措置は、時宜を得ました。

[参考] 所得税法60条